

就学援助制度のお知らせ

高知市教育委員会

6. 申請方法

(1) 提出書類

①申請書（全員提出）

- 申請書は学校にあります。ページ下部にある連絡票を切り取って学校へ提出するか、直接学校に電話などで連絡をして、取り寄せてください。
- 申請は、世帯の状況が変わる度に必要です。認定になったとしても、その後に世帯の状況が変わった場合は、新たに申請する必要がありますので、ご連絡ください。
- 前年度中に今年度用の継続申請を済まされている方は、再度申請する必要はありません。

②添付書類（該当者のみ提出）

世帯の中に令和7年1月1日時点で市外に住民票があった方（高知市外から転居してきた、高知市外に在住している、高知市外で所得の申告をされた方など）がいる場合は、次の添付書類が必要です。

令和7年度の所得（課税）証明書 ※ 写しは不可
 所得額・控除額・課税状況が全て記載されている証明書（記載されていない事項があると受付できません）
 ※ 令和7年度の所得（課税）証明書は、発行可能となる6月中旬以降に該当の市区町村へ交付申請をしてください。
 ※ 先に申請書を提出し、後日に所得（課税）証明書を追加提出してください。

(2) 提出先 お子さまが通学している小・中・義務教育学校

7. 受付時期

	受付時期	認定された場合の支給開始日
初回受付分	令和7年5月の最終登校日まで	4月1日分から支給
随時受付分	令和7年6月以降 令和8年3月の最終登校日まで	申請書を受け付けた月の1日分から支給

[※ 申請内容によっては開始日が変わる場合もあります]

8. 認否の通知

援助を受けられるかどうかの審査結果のお知らせについては、次のとおりです。

(1) 認定の場合は、学校を通じてお知らせします。

(認定のお知らせの時期)

- 初回受付分・・・7月上旬（予定）にお知らせします。
- 随時受付分・・・6・7月受付分は7月下旬（予定）

8月以降の受付分については、随時お知らせします。

(2) 却下の場合は、教育委員会から直接郵送にてお知らせします。また、却下となった場合は再審査請求ができます。再審査請求についての詳しい内容は、却下を連絡するお手紙の中でお知らせします。

■審査に係る項目について偽ったり、その他不正な手段によって援助費を受けた場合は、援助費の返還を命ずる場合があります。

お問合せ先

お子さまが通学している小・中・義務教育学校 もしくは 高知市教育委員会 青少年・事務管理課
 <TEL 088-823-9468>

この「お知らせ」は、国公立小・中・義務教育学校に通う児童生徒のいるすべての世帯に配布しています



きりとり

<就学援助申請書希望連絡票> ※前年度中に今年度用の継続申請を済まされている方は、再度申請する必要はありません。

令和7年度の就学援助の申請を希望するので、申請書の配付をお願いします。

年 組 ()

就学援助制度のお知らせ

高知市教育委員会

1. 就学援助制度とは

この制度は、お子さんが学校生活を送る中で、経済的な理由で困ることがないように、学用品費、学校給食費などの援助を行うものです。なお、学校の教育活動に基づく援助制度ですので、学校と教育委員会が連携して援助を行っています。※ この制度は、毎年度申請が必要です。

2. 援助の対象となる方（高知市立小・中・義務教育学校、高知大学教育学部附属小・中学校、高知国際中学校）

- 生活保護を受けている方（※ 修学旅行費、医療費（学校病）のみ）
- 生活保護を受けている方に準ずる程度に、経済的に困窮していると教育委員会が認める方

3. 援助の内容

項目	対象となる内容	援助額
学用品費等	学用品・通学用品の購入費、宿泊を伴わない校外活動における交通費・見学料	小学校：15,480円 中学校：27,240円 ※ 途中認定者は月割
新入学用品費	小中学校等入学時の学用品・通学用品の購入費 [4月認定者に限る] ※ すでに新入学（準備）に関する就学援助費、又は生活保護費として同様の支援を受けた者は対象外	小学校：54,790円 中学校：60,730円
宿泊を伴う校外活動費	宿泊を伴う校外活動における交通費・見学料 ※ キャンセル代は原則対象外。特例として台風等による旅行自体の中止・延期や感染症またはその疑いがある場合の出席停止または忌引については、支給対象。	実費を支給 小学校上限額：3,690円 中学校上限額：6,210円
修学旅行費	交通費・宿泊費・見学料及び保護者が均一で負担する額 ※ 参加した旅行行程分が対象（学校団体料金を適用【金券等除く】）。こづかい、キャンセル代は原則対象外。キャンセル代については、特例として台風等による旅行自体の中止・延期や感染症またはその疑いがある場合の出席停止または忌引については、支給対象。）	実費を支給
新入学準備費	中学校（義務教育学校後期課程）新入学準備の学用品・通学用品の購入費 [3月中に認定期間があった者に限る] ※ すでに中学校新入学（準備）に関する就学援助費、又は生活保護費として同様の支援を受けた者は対象外	小学校6年生 (来年度中学1年生) 60,730円
通学費	通学に利用する公共交通機関の運賃（原則学期定期券の購入費） (高知市立の小学校、中学校に通学する場合で、下記の要件を満たす場合。ただし、鏡・土佐山・春野地区を除く。) ① 片道の通学距離が、小学校（義務教育学校前期課程）4 km以上・中学校（義務教育学校後期課程）6 km以上であること ② 校区外通学者などは除く（ただし、高知市立久重小学校・愛宕中学校（一部の区域に限る）・義務教育学校行川学園に校区外から通学する児童生徒は、上記①の距離で対象。また、浦戸小学校へ校区外通学する児童は距離の制限なく対象。） ③ 特別支援教育就学奨励費決定者は、上記①②の制限はない ※ 鏡・土佐山・春野地区に通学する場合の対象要件及び援助の額については、3ページをご覧ください。	実費を支給 ※ 定期券（写）の提出必要
学校給食費	学校給食費	全額を支給
医療費	学校病の治療費 [学校病とは・・・ 中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病などで、 教育委員会が医療券を発行したもの]	治療費全体の3割を支給 ※ 生活保護世帯（保険加入なし）は全額

※ 国・県立学校在学の方は、学校給食費、医療費、通学費については援助の対象外となります。

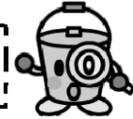
■注意事項■

- 宿泊を伴う校外活動費は、学年を通じて1回限りとなります。また、実施後の支給となります。
- 修学旅行費は、実施学年のみで、小学校・中学校それぞれ1回限りとなります。また、実施後の支給となります。
- 学校病の治療費は、子ども医療費助成制度ではなく、就学援助制度の医療費助成が優先します。また、他の制度と重複して治療費の援助を受けることはできません。

4. 認定の審査

認定の審査については、次の項目を審査します。

- 世帯の構成
- 所得の状況
- 住居の状況
- 居住地の確認
- 他者からの援助の状況
- ※ 借入状況（住宅ローン等）については審査の対象外です。



生計同一の方全員の令和6年中（令和7年度）の所得合計額が、認定基準額未満の方が対象となります。

■認定基準額未満となる所得額のめやす

（令和7年4月1日現在）

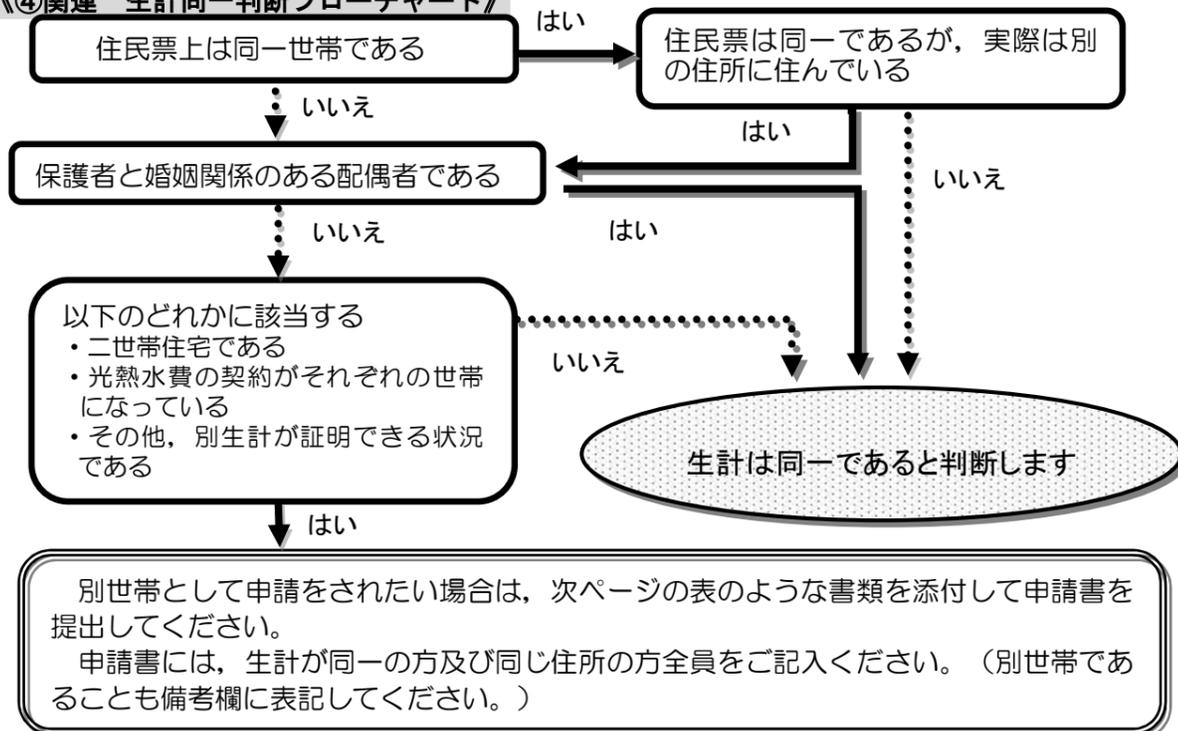
家族数	家族構成	所得額 (令和6年分)
2人	父または母(32才)・子(小1)	233万円程度
3人	父(35才)・母(32才)・子(小1)	266万円程度
3人	父または母(35才)・子(小6)・子(小1)	308万円程度
4人	父(35才)・母(35才)・子(小3)・子(小1)	329万円程度
4人	父(35才)・母(35才)・子(中2)・子(小3)	355万円程度
5人	祖母(58才)・父(35才)・母(35才)・子(小3)・子(小1)	386万円程度
6人	祖母(58才)・父(35才)・母(35才)・子(小6)・子(小3)・子(小1)	446万円程度

※ 所得額＝合計所得金額－（社会保険料控除＋生命保険料控除＋地震保険料控除＋所得金額調整控除）

■注意事項

- 所得額のめやすについては、審査の項目（世帯の構成、住居の状況等）から計算される認定基準額によって増減します。個々の世帯状況によって異なりますので、詳細についての問い合わせに尽すことはできません。ご了承ください。
- 給与収入の場合は、給与所得控除後の金額で計算します。（社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・所得金額調整控除がある場合は、それらを除いた金額となります。）
- 所得の確認のため、令和6年分の所得申告をお済ませください。（所得がない場合も「ないこと」の申告が必要です。所得の確認ができないと、審査ができずに申請を却下する場合があります。）
- 同じ住所にお住まいの方の所得は、生計の状態にかかわらず全て合算します。
ただし、別世帯であると申立てをする場合は、その証明となるもの（光熱水費が別々に請求されている請求書など）を、申請書と一緒に必ず提出してください。別世帯と認められる場合があります。（下のフローチャート参照）また、保護者の配偶者については、別居中であっても、保護者に婚姻関係（内縁・事実婚含む）がある場合は、生計は同一であると判断します。
- 別の住所にお住まいの方で生計を同一にしている方の所得も合算することができます。申請書にご記入ください。（備考欄に住民票の住所もお書きください。）

《④関連 生計同一判断フローチャート》



《状況を説明する書類例》

	世帯の状況の例	添付書類の例
1	二世帯住宅である	二世帯住宅の証明（資産税課で発行できる書類（土地所有者の「名寄帳[土地]」等）など、公的な証明及びそれに準ずるもの。（令和7年度課税分）
2	同じ建物だが電気や水道のメーターを分けており、光熱水費が別々に請求されている	別々に請求されていることがわかる請求書など（同じ種類の、同じ月のもの。別として世帯分が必要です。） ※ 3か月以内に業者によって発行されたもの
3	住民票は同じ住所にあるが、実際は別の場所に住んでいる	実際に住んでいる場所に届いている郵便封筒・はがきの写し（※ 住所・氏名・日付（3か月以内のもの）が1枚で確認できるもの）
4	生計が完全に独立している長期入院中など	入院費など本人又はその扶養者の収入から支出されていることが確認できる書類など、事情に応じて生計別と確認できる書類

※ 証明する書類は、個々の事情によるものがありますので、不明な場合は詳細を教育委員会に相談してください。

※ 資料の追加提出を依頼することがあります。

※ 証明する書類を提出していただいても、生計が別と判断できない場合があります。

■SMSによる連絡について

電話回線を使用したSMS（ショートメッセージサービス）を利用して、申請内容の確認等の連絡をさせていただくことがあります。携帯電話のキャリアごとに以下の番号でSMSが届きます。

docomo/au/Rakuten	0888239468
Softbank	247296



5. 鏡土・佐山・春野地区の就学援助通学費について

● 鏡小・義務教育学校土佐山学舎（前期課程）

- 【対象要件】 学校長が指定した通学路による児童の住居から学校又は最寄りの高知市が運営する通学バス若しくは乗車無料のデマンド型乗合タクシーの乗車地点までの片道の距離のいずれか近い距離のキロ数（以下「通学距離」という）が3km以上の場合
- 【援助費の額】 通学距離（小数点第2位以下切り捨て）× 10円 × 授業日数

● 鏡中・義務教育学校土佐山学舎（後期課程）

- 【対象要件】 学校長が指定した通学路による生徒の住居から学校又は最寄りの高知市が運営する通学バス若しくは乗車無料のデマンド型乗合タクシーの乗車地点までの片道の距離のいずれか近い距離のキロ数（以下「通学距離」という）が5km以上の場合
- 【援助費の額】 通学距離（小数点第2位以下切り捨て）× 20円 × 授業日数

● 春野東小・春野西小

- 【対象要件】 学校長が指定した通学路による児童の住居から学校までの片道の距離のキロ数（以下「通学距離」という）が2年生以下は3.5kmを超える、3年生以上は4kmを超える場合で、徒歩又は公共交通機関（鉄道、路面電車、定期運行の路線バス及びデマンド型乗合タクシー）を利用し定期券を購入している場合
- 【援助費の額】
- － 徒歩の場合 －

2年生以下で通学距離が3.5kmを超え4km以下	年額 2,400円
3年生以下で通学距離が4kmを超える	年額 5,000円
4年生以上で通学距離が4kmを超える	年額 2,500円
 - － 公共交通機関を利用する場合 －

2年生以下で通学距離が3.5kmを超える	実費
3年生以上で通学距離が4kmを超える	

● 春野中

- 【対象要件】 学校長が指定した通学路による生徒の住居から学校までの片道の距離のキロ数（以下「通学距離」という。）が6km以上で、公共交通機関を利用しなければ通学することが著しく困難と認められる生徒が定期券を購入している場合
- 【援助費の額】 実費